明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国民年金基金規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三）　一
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**四）　二
○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（**同**五）　四
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**四）　六
○公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**五）　六

〔規　則〕

○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（**会計検査院**一）　六

〔告　示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**六一）　六
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**六二）　六
○バリンゴ郡村落給水計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**四七）　六
○貧困農民支援に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四八）　六
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**四九）　六
○保安林の指定をする件（**農林水産**四六八～四七二）　七
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（**同**四七三）　七
○火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量の一部を改正する告示（**経済産業**一八）　八
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**国土交通**一二七）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**五三、五四）　八
○浄化槽の型式を認定した件（**同**五五）　八
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**一九、二〇）　八

〔国会事項〕

財務省　九

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一〇

裁判所

相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他

再生関係　二九

省　令

○厚生労働省令第十三号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条及び第百二十七条の二において準用する同法第十二条第一項の規定に基づき、国民年金基金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項に次の一号を加える。

三　法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされる者にあっては、同条第一項第二号に掲げる者であることを明らかにすることができる書類

第八条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は法附則第五条第六項第一号若しくは第四号」に改める。

第三十九条第一項中「取得した者」の下に「（法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされたことにより加入員の資格を取得した者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　基金は、法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者が六十歳以後初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、前項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○経済産業省令第四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十五条第一項及び第二十六条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十三日

経済産業大臣　茂木　敏充